

2020年6月9日

運輸労連政策推進議員懇談会

会長 赤松 広隆 殿

新型コロナウイルス感染症等に関する  
トラック運輸産業からの要請書

全日本運輸産業労働組合連合会

中央執行委員長 難波 淳介



## はじめに

貴党におかれましては、トラック運輸産業に働く仲間の「ゆとりと豊かさ」を目的とした政策実現にむけて、日頃より多大なるご支援をいただきしておりますことに感謝申し上げます。

また、今般の新型コロナウイルスに対する国会対応等についてご奮闘いただいていることに、心より敬意を表します。

さて、新型コロナウイルスの感染状況については、政府による「緊急事態宣言」は解除されましたが、ワクチンや特効薬は開発途上にあり、感染症の危険性が払拭されたわけではありません。感染拡大の第2波や今後新たなウイルスが発生した場合を想定し、政府が提言している「新しい生活様式」の考え方の下、引き続き、緊急事態宣言下に準じた生活が続くものと思われます。

このような状況下におきましても、私たちトラック運輸産業は、食料や生活必需品はもとより、医療関係用品・医薬品など、国民生活や生命にかかる物資の輸送を担うライフラインであることから、ドライバー自身はもとより家族への二次感染など健康面における不安を抱えながらも、日夜、日本全国を懸命に走り続けています。

つきましては、ライフラインを止めない、「物流崩壊」による経済はもとより国民生活の破綻を惹起させないためにも、改めて以下の4項目について要請致します。

貴党におかれましては、要請内容に対しまして、早急かつ格段のご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. トラック運輸産業に対する国民の理解と協力について

トラック輸送は国内物流の9割を担う社会インフラであり、欧米諸国では、トラックドライバーが「エッセンシャルワーカー」として称賛されている状況があります。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じているのは、一般市民も トラック運輸産業に従事する労働者も同じですが、物流を止めてはならないという使命感により トラック輸送は継続されています。

しかしながら、複数の県等をまたいでの輸送、特に首都圏や近畿圏を行き来しているドライバーは感染リスクが高いとの誤った認識から、その家族を含めて、一部に病院での診療や健診の拒否、出勤や登校の自粛要請などが起きました。また、宅配便等の個人宅への配達時に消毒液をかけられたり、高速道路のサービスエリア等での休憩時に県外のナンバーの トラックドライバーが見ず知らずの方から「コロナを運んでくるな」などの罵詈雑言を浴びせられるなどの状況が散見されることは誠に遺憾であります。

一方で、多くの方からドライバーに対する感謝の言葉や応援メッセージをSNSや様々な場面でいただいたり、マスク等を寄贈していただく荷主がいる状

況もあり、それらを励みにしているとのドライバーの声もあります。

したがいまして、「エッセンシャルワーカー」としてのトラックドライバーの役割が、より多くの国民に周知され理解が得られるとともに、そのことにより、トラックドライバーに対する誤った認識が払拭されますよう、情報の発信をお願いいたします。

## 2. マスク・消毒液等の衛生用品の確保および感染予防等について

マスク・消毒液等の衛生用品は、一時期に比べて入手しやすい状況となっていましたが、第2波や今後新たなウイルスが発生した場合、再び入手困難となることが危惧されます。したがって、感染拡大が発生し、「緊急事態宣言」等が発出される都度、優先的な供給がなされる仕組みについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に盛り込むなど、政府に要請いただきますようお願いいたします。

また、感染予防について、新型インフルエンザ等対策特別措置法では、「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）」の対象者として「道路貨物運送業」が含まれてますが、ワクチン数（約1,000万人分）に限りがあり、登録したことによりワクチン接種が保障されるものではないとされています。については、医療分野をはじめとする特定接種の対象となっている全業種に対する十分なワクチンの備蓄がなされるよう政府に要請いただきますようお願いいたします。加えて、厚生労働省への登録申請において、産業医の選任や業務継続計画の作成が要件となっており、事業者の99%は中小企業であり、50人未満の事業者もありますことから、要件の緩和について政府に要請いただきますようお願いいたします。加えて、民間の医療機関等でワクチン接種を受けざるを得ない場合は、費用についての助成等がなされるよう政府に要請いただきますようお願いいたします。

## 3. トラック運輸産業に従事する労働者の雇用の安定について

トラック運輸産業はライフラインであることから、その就業時において新型コロナウイルス等の新たなウイルスの感染が疑われる場合の労働者災害補償保険の給付率については、「緊急事態宣言」等が発出される都度、10割とする制度となるよう政府への要請をお願いいたします。

また、機械部品や工業製品、諸外国との輸出入貨物や学校給食など取引先が休業することによって、自治体からの休業要請がない場合でも休業せざるを得ないなど、経営危機に陥いる企業も少なくありません。新たなウイルスの感染が収束し、経済が回復にむかう段において、物流が円滑に機能するためには、離職者の増加や企業倒産に歯止めをかける取り組みが必要です。

したがって、雇用調整助成金についても、給付要件の緩和や給付率10割（自治体からの休業要請がない場合の休業等も含む）、支給日数限度の延長などについて、感染拡大が発生し「緊急事態宣言」等が発出された場合の制度となるよう、政府への要請をお願いいたします。

#### 4. 輸送に係る環境整備について

輸送途中にドライバーが立ち寄るコンビニエンスストアのトイレやガソリンスタンドのシャワー室について、任意のサービスではありますが、感染予防という理由で貸していただけなくなる事象が一時的に発生しました。各々のご厚意で、ほぼ利用再開がかないましたが、第2波や新たなウイルスが発生した場合を想定し、トラックドライバーが利用できる高速道路のサービスエリア・パーキングエリア、「道の駅」等の施設の増設や各施設へのシャワー室の設置などについて、政府に要請いただきますようお願いいたします。

以上

別添資料：新型コロナウイルス感染症による組合員・職場等への影響について  
(2020年5月12日集約)